

別表 2

補助金の内容及び対象経費（ジュニア強化育成事業）

補助対象事業	対 象 経 費							備 考
	交通費	宿泊費	会場費	謝 金			保険料	
				指導者	D・T	中央C		
日 帰 り 練 習 会	○	—	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食代は補助対象外 ・ドクター・トレーナーの謝金補助限度額 1人当り ドクター 15,000 円以内/日 トレーナー 7,500 円以内/日
県 内 合 宿	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊費補助限度額(1泊3食) 1人当り7,000 円以内/日 食費：1食1,000 円を目安とし 3食3,500 円を上限とする。 ・ドクター・トレーナーの謝金補助限度額 1人当り ドクター 15,000 円以内/日 トレーナー 7,500 円以内/日
県 外 合 宿	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊費補助限度額(1泊3食) 1人当り10,000 円以内/日 食費：1食1,000 円を目安とし 3食3,500 円を上限とする。 ・ドクター・トレーナーの謝金補助限度額 1人当り ドクター 15,000 円以内/日 トレーナー 7,500 円以内/日
スポーツ教室・競技会	○	○	○	○	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊費補助限度額(1泊3食) 1人当り7,000 円以内/日 食費：1食1,000 円を目安とし 3食3,500 円を上限とする。 ・指導者の交通費は補助対象とするが、 児童生徒の交通費は補助対象外
指 導 者 養 成	○	○	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金、日当は補助対象外 ・宿泊費補助限度額(1泊3食) 1人当り7,000 円以内/日 食費：1食1,000 円を目安とし 3食3,500 円を上限とする。

※ 補助対象額についての注意事項

- (1) 交通費は、原則として公共交通機関による実費とする。
- (2) 指導者謝金は、1人2,200円以内/日とする。
- (3) 指導者養成事業は、1競技100,000円を補助額の上限とする。

注：各事業実施前に必ずスポーツ安全保険等に加入すること。